

## 第3章

# 政府全体における取組

### 1. 知的財産戦略の動き

知的財産を取り巻く環境は絶えず変化しており、政府が展開する知的財産戦略のスピードもさらに勢いを増している。平成14年の2月に小泉総理が施政方針演説において知的財産の重要性に言及して以来、「知的財産基本法」(平成14年法律第122号)の成立、知的財産戦略本部の設置、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(以下、「推進計画2003」という。)の策定、推進計画の改訂版である「知的財産推進計画2004」の策定、平成17年6月10日には2度目の改訂となる「知的財産推進計画2005」の策定がなされる等政府一丸となって、ダイナミックに施策を展開している。

### 2. 知的財産戦略本部の専門調査会における検討

推進計画2003決定の際に、更に調査検討が必要とされた知的財産政策の重要課題について対応策を明らかにするため、権利保護基盤の強化に関する専門調査会、コンテンツ専門調査会及び医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会の3つの専門調査会が設置され、2003年秋から議論を開始した。

#### 権利基盤の強化に関する専門調査会

- 2003年12月 「特許審査を迅速化するための総合的施策について」  
「知的財産高等裁判所の創設について」
- 2004年5月 「模倣品・海賊版対策の強化について」
- 2005年4月 「中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策」

#### コンテンツ専門調査会

- 2004年4月 「コンテンツビジネス振興政策」  
(日本ブランド・ワーキンググループ)
- 2005年2月 「日本ブランド戦略の推進」

#### 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会

- 2004年11月 「医療関連行為の特許保護の在り方について」

医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会において取りまとめられた、「医療関連行為の特許保護の在り方について」では、医師の行為に係る技術の特許保護の対象に含めないことを大前提とした上で、「医療機器の作動方法」、「医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法」について特許として保護すべきとされた。これを受けて特許庁では審査基準を改定した。

また、権利基盤の強化に関する専門調査会で取りまとめられた、「中小・ベンチャー企業の知

的財産戦略の推進方針」、コンテンツ専門調査会日本ブランド・ワーキンググループにおいて取りまとめられた「日本ブランド戦略の推進」については、その多くの項目が「知的財産推進計画2005」に反映されている。

### 3. 「推進計画」の成果

「推進計画2003」、「知的財産推進計画2004」に基づき施策が推進され、多くの具体的成果が挙げられている。

#### < 第1章「創造分野」 >

大学知的財産戦略本部や技術移転機関（TLO）が全国各地で設置され、大学等の研究成果を民間に移転する体制の整備が進んだ。

職務発明の対価の問題については、特許法第35条が改正され、使用者等と従業者等との間の相当の対価に関する自主的な取り決めが尊重されることになり、2005年4月から施行されている。

#### < 第2章「保護分野」 >

特許審査迅速化計画の策定や任期付審査官の2003・2004年度98名ずつの採用により、審査期間短縮のための体制整備が進んでいる。

知的財産に関する訴訟を専門に扱う知的財産高等裁判所が法律に基づき2005年4月に設置され、質の高い審理判断を迅速に行うことが期待されている。

近年財産的価値が高まっている営業秘密については、他人の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する罰則が不正競争防止法に設けられた。

模倣品・海賊版問題については、関税率法の改正により、水際での取締りが強化された。

#### < 第3章「活用分野」 >

信託業法の改正により知的財産を信託業の対象とすることが可能となり、知的財産の管理・活用が容易化された。

2005年3月に新破産法が施行され、破産時における知的財産のライセンシーの立場の保護が強化された。

中小・ベンチャー企業に対しては、従来技術調査支援が開始された。

「知的財産情報開示指針」の策定を受け、2004年度には11社で知的財産報告書が作成された。

#### < 第4章「コンテンツ分野」 >

「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（コンテンツ促進法）が制定され、コンテンツの創造、保護、活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、一体となって施策の総合的、効果的な推進を図ることとされた。

「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の結成、映像産業振興機構の設立など民間での取組も始まっている。

## &lt; 第5章「人材分野」 &gt;

法科大学院や知的財産専門職大学院が設置され、教育体制の充実が図られた。

「弁護士知財ネット」や日本弁理士会のアクセスポイントなどの人材ネットワークも形成されてきている。

## これまでに成立した知的財産関連法又は第162国会提出済みの法案

| 年    | 法律名（括弧内は改正対象となった関係法律）                                      | 公布日           |
|------|--|---------------|
| 2002 | 知的財産基本法  | 2002年11月27日   |
| 2003 | 関税定率法等の一部を改正する法律（関税定率法）                                    | 2003年 3月31日   |
|      | 不正競争防止法の一部を改正する法律（不正競争防止法）                                 | 2003年 5月23日   |
|      | 特許法等の一部を改正する法律<br>（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）                      | 2003年 5月23日   |
|      | 著作権法の一部を改正する法律（著作権法）                                       | 2003年 6月18日   |
|      | 種苗法の一部を改正する法律（種苗法）   | 2003年 6月18日   |
|      | 民事訴訟法等の一部を改正する法律<br>（民事訴訟法、特許法、実用新案法）                      | 2003年 7月16日   |
| 2004 | 関税定率法等の一部を改正する法律（関税定率法）                                    | 2004年 3月31日   |
|      | 破産法  | 2004年 6月 2日   |
|      | 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律<br>（特許法、実用新案法）                 | 2004年 6月 4日   |
|      | コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律                                   | 2004年 6月 4日   |
|      | 著作権法の一部を改正する法律（著作権法）                                       | 2004年 6月 9日   |
|      | 知的財産高等裁判所設置法   | 2004年 6月18日   |
|      | 裁判所法等の一部を改正する法律（裁判所法、民事訴訟法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法） | 2004年 6月18日   |
|      | 信託業法   | 2004年12月 3日   |
| 2005 | 関税定率法等の一部を改正する法律（関税定率法）                                    | 2005年 3月31日   |
|      | 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律<br>（中小企業経営革新支援法）                     | 2005年 4月13日   |
|      | 商標法の一部を改正する法律（商標法）   | 2005年 6月 8日成立 |
|      | 不正競争防止法等の一部を改正する法律案（不正競争防止法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、弁理士法）   | 2005年 6月22日成立 |
|      | 種苗法の一部を改正する法律案（種苗法）  | 2005年 6月10日成立 |
|      | 食育基本法案   | 2005年 6月10日成立 |

## 推進計画2005のポイント

### 1 模倣品・海賊版対策の抜本的強化

#### 模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱する

- ・ 模倣品・海賊版の輸出・通過の禁止や犯罪利益の没収を核とする拡散防止条約を提唱し、実現を目指す

#### インターネットオークションを通じた模倣品・海賊版の被害を防止する

- ・ 2005年6月末を目途に、特定商取引法の運用を強化し、業界の自主規制ルールを整備する

### 2 世界をリードする知財制度の構築

#### 世界特許を実現する

- ・ 世界特許の実現に向け、米・欧特許庁と重複的なサーチ（従来技術文献調査）を行わずに特許審査を進めるシステムを構築する

#### 技術流出を防止する

- ・ 特許出願による技術の意図せざる海外流出問題が深刻化しており、自己の技術を防衛する制度を整備する

### 3 中小・ベンチャー企業を支援

#### 中小・ベンチャー企業の知的財産を守る

- ・ 弁護士、弁理士の情報提供・相談を強化する
- ・ 産業界による中小・ベンチャー企業の知財を尊重する知財憲章の策定を促す
- ・ 大企業による知財侵害から中小・ベンチャー企業を守るための「知財駆け込み寺」を整備する

#### 地域の知的財産戦略を支援する

### 4 官民による戦略的な国際標準化活動

#### 特許技術の共同利用を促進する

- ・ 国際標準化に不可欠な特許技術の共同利用について、独禁法上の扱いを明確化する

#### 国際標準化に逆行する動きを阻止する

- ・ WTO違反の恐れのある外国の国内規格策定の動きに対して改善を要請するなど、官民による対応を強化する

### 5 文化創造国家づくり

#### 日本ブランドを振興する

- ・ 食・地域ブランド・ファッションなどのライフスタイルを、日本ブランドとして振興する
- ・ 観光や文化外交と連携しながら、海外に発信する

#### コンテンツ流通大国を実現する

- ・ 世界最高速のインターネット環境を活用して、映画や放送コンテンツの流通を飛躍的に拡大する
- ・ 業界の近代化・合理化を促進する

### 6 知財人材育成の総合戦略の推進

- ・ 知財に強い弁護士や国際性を備えた弁理士の育成
- ・ 法科大学院における知財教育の推進に加え、

#### 知財人材を10年間で質量ともに倍増する

- ・ 多彩なスキルを持ち国際的に運用する人材を、10年間で6万人から12万人に倍増する
- ・ 技術に強い法曹人材を育成する

#### 理系人材の知財分野への参入を支援する

### 7 産学官連携の加速化

（これまでの進展）

- ・ 大学等の特許出願件数（1999年度 2003年度で6倍）
- ・ 大学等のロイヤリティー収入（1999年度 2003年度で7倍）
- ・ 大学発ベンチャー（2004年度末で1112社）

#### 研究における特許技術の使用を円滑化する

#### 産学官連携の体制やルールを整備する

#### 産学官連携の契約を弾力化する